

札幌市場管第 号  
令和7年(2025年) 月 日

(宛先) 被指名者各位

札幌市長 秋元 克広

## 指 名 通 知 書

次のとおり ☐ 指名見積合せ ☐ 見積合せ(特定) を行いますので、参加してください。

### 記

#### 1 契約担当部局

- (1) 所在地 〒060-0012 札幌市中央区北12条西20丁目2番1号 水産棟4階  
(2) 担当部局 札幌市経済観光局中央卸売市場管理課  
電話 011-611-3111 メールアドレス [shijo-nyusatsu@city.sapporo.jp](mailto:shijo-nyusatsu@city.sapporo.jp)

#### 2 見積に付する事項

|             |                                                                                                                                                                                                       |         |                                                                  |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|------------------------------------------------------------------|
| 調 達 件 名     | 札幌市中央卸売市場資源リサイクル施設製造物売払い                                                                                                                                                                              |         |                                                                  |
| 規 格 ・ 仕 様 等 | 仕様書のとおり                                                                                                                                                                                               |         |                                                                  |
| 見 積 等 方 法   | <input type="checkbox"/> 一堂に会する見積(送付等による見積: <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可)<br><input checked="" type="checkbox"/> 全員送付等による見積<br>※提出期限 令和7年11月12日(水) 17時00分(必着)<br>提出先 上記1に同じ |         |                                                                  |
| 見 積 開 披 日 時 | 令和7年11月13日(木) 10時00分                                                                                                                                                                                  |         |                                                                  |
| 見 積 開 披 場 所 | 札幌市中央卸売市場水産棟4階入札室                                                                                                                                                                                     |         |                                                                  |
| 長 期 継 続 契 約 | <input checked="" type="checkbox"/> 対象外<br><input type="checkbox"/> 対象(履行期間: 年 月 日 ~ 年 月 日)<br>長期継続契約の対象となる調達、地方自治法第234条の3に基づくものであるため、契約を締結する日に属する年度の翌年度以降において、当該調達に係る予算の減額又は削除があった場合には、契約を解除することがある。 |         |                                                                  |
| 最 低 制 限 価 格 | <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有                                                                                                                                      | 低入札価格調査 | <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 |

#### 3 見積の手続き等

- (1) 見積の方法 ☐ 総価で行う。 ☒ 単価で行う。

なお、決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額をもって決定額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

また、見積金額が同価の見積者が複数いる場合、製造物の引取数量が多い者を契約の相手方とすることがあるので、見積書には製造物の総引取数量も併せて記載すること。

(別添1「契約の相手方の決定方法について」参照)

- (2) 見積の無効 見積の条件に違反した者の見積、札幌市契約規則第11条各号の一に該当する見積及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する見積は無効とする。

- (3) 見積書様式 本市所定の様式(様式4)により見積すること。

- (4) 見積の代理 札幌市競争入札参加資格者名簿に登録された代表者（ただし、競争入札参加資格申請時に代表者から入札（見積）及び開札（開披）に関する件の委任をした場合、その委任を受けた者。以下同じ。）以外の者が見積する場合は、当該代表者から代理人への委任を行う旨を記載した委任状を提出すること。
- (5) 再度の見積 再度の見積は原則として2回までとする。
- (6) 見積の中止 見積者が1者となったときは、見積は中止する。（ただし、特定随意契約案件は除く。）
- (7) 見積の辞退 見積は見積書を提出するまではいつでも辞退できる。また、当該辞退により不利益な扱いを受けることはない。
- (8) 遵守事項等 札幌市入札情報サービスに掲載する札幌市競争入札参加者心得を遵守すること。本件見積に関しては、札幌市競争入札参加者心得の記載中「最低」とあるものを「最高」に読み替えること。

#### 4 契約の手続き等

- (1) 契約条件等
- 別添「契約書案」のとおり  
(添付の約款等は標準契約書・契約約款と □同じ ■異なる)

□ 札幌市入札情報サービスに掲載する標準契約約款のとおり
- (2) 契約保証金 要。ただし、札幌市契約規則第25条各号に該当する場合は免除する。
- (3) 契約書または請書の作成 要。ただし、詳細は契約担当課の指示によること。

#### 5 送付等による場合の見積書の提出方法

- (1) 持参する場合 封筒に入れ封印し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、開披日時及び調達件名を記載し、上記1あてに提出期限までに提出すること。  
また、代理人が見積する場合にあっては、委任状は見積書と同封せずに提出すること。
- (2) 送付する場合 二重封筒とし、見積書を入れる封筒は(1)のとおり記載すること。外封筒には見積者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載すること。  
また、代理人が見積する場合にあっては、委任状は見積書と同封せず外封筒に入れて送付すること。  
なお、電子メール、ファクシミリ、電話その他の方法による見積は認めない。